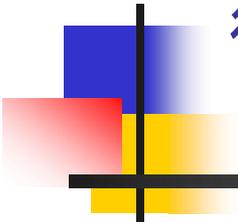


第4回

東京臨海リサイクルパワー株式会社による  
微量PCB廃棄物処理事業に係る地域環境委員会



---

平成24年12月18日

東京臨海リサイクルパワー株式会社

## 排水測定データの基準値超過に関する報告について

1. はじめに
2. 経緯
3. 基準値超過の状況
4. 設備概要
5. 報告を怠った理由
6. 問題点
7. 再発防止対策

# 1. はじめに

このたびは、排水中のダイオキシン類の基準値を超過し、しかもその報告を怠ったことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、地域の皆さま、江東区殿、東京都殿との信頼関係があってはじめて運営できる会社です。

しかし、今回そうした信頼を失墜させてしまったことを、深く反省しております。

これまでの環境モニタリングに関する管理の甘さなど廃棄物処理施設の維持管理に伴う法令の遵守体制が不十分であったと認識し、今後は二度とこうしたことを起こさないよう、再発防止対策を実践して参る所存です。

今後ともご指導の程よろしく申し上げます。

東京臨海リサイクルパワー(株)

社長 尾中 郁夫

## 2. 経緯

---

平成24年9月10日に廃棄物処理法に基づき実施された環境省立入検査において、平成23年8月9日測定の排水中ダイオキシン類濃度が維持管理基準値を超過しているとの指摘があり、10月25日に口頭注意を受けました。

また、東京都殿からは10月26日に「指示書」が出され、それに基づく改善報告書を提出しました。

### 3. 基準値超過の状況

(1) 超過判明日 平成23年9月9日(試料採取は同年8月9日)

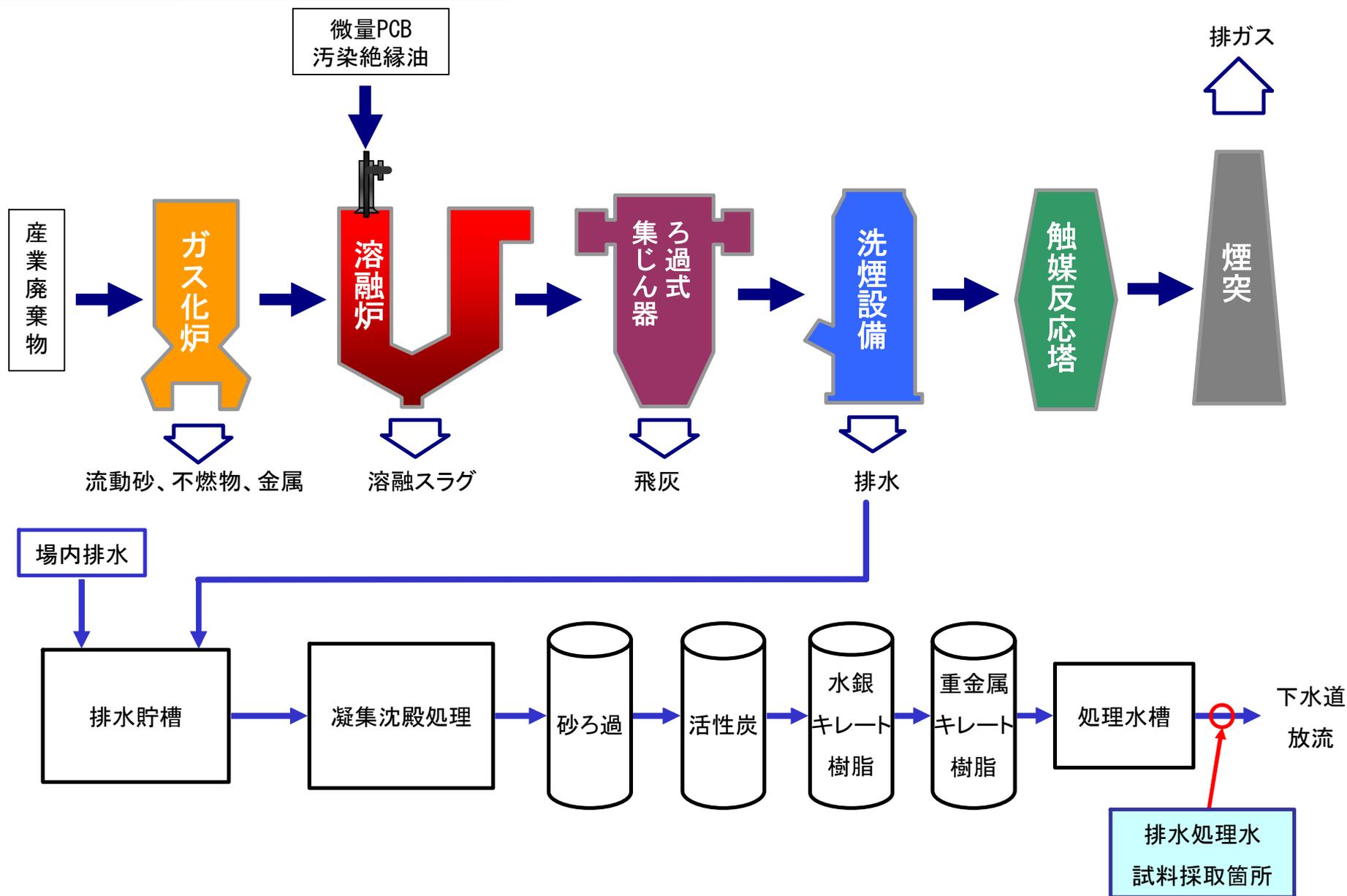
(2) 測定試料 排水処理水

(3) 測定結果 ダイオキシン類 11pg-TEQ/l  
(基準値は10 pg-TEQ/l)

#### (4) 超過原因(推定)

粉じん対策に伴う清掃作業の一貫として、場内の大がかりな高圧ジェット洗浄(参考資料1)を8月8日から実施し、事業開始以来堆積していたダイオキシン類を含有している粉じんを洗い流しました。この洗浄排水が排水処理装置へと流れ、処理しましたが、排水処理装置の処理能力を超え、一時的に基準値超過に至ったものと推定致しました。

# 4. 設備概要



## 5. 報告を怠った理由

ダイオキシン類の測定には1ヶ月程度の期間を要し、8月の測定結果が判明した9月の時点では、排水処理水の濁度も透明で処理が安定していたことと、超過の原因が運転開始後初めての大がかりな高圧ジェット洗浄に伴う排水の影響で一時的なものだと推定できたため、再測定を実施して判断しようと考えてしまいました。そして、判明日当日に排水を採取し、再測定を実施したところ、その結果が2.0pg-TEQ/lで基準値(10pg-TEQ/l)以下でありましたので、不適合であるとの認識に至りませんでした。その後の追加測定結果でも、十分に基準値を下回る結果であったこと(参考資料2)、また、粉じん対策工事が佳境を迎え、超過に対する報告機会を逸したことで報告を怠ってしまいました。

## 6. 問題点

本事例においては、さまざまな問題点があり、社として真に反省し、早急に再発防止対策を実践して参ります。

主な問題点	再発防止対策
排水基準値を超過した	排水モニタリング強化
データ隠しと捉えられてしまう結果となった	情報公開
環境モニタリング結果について公表が不十分	
基準超過時の社内外関係箇所への連絡・通報がなされていない	連絡体制の明確化 緊急時対応訓練
基準超過に対する誤った認識	経営層の意識改革 (法令等研修、社外講習受講、合同パトロール)
廃棄物処理法等の理解不足	

## 7. 再発防止対策について(その1)

### (1) 排水モニタリング強化と情報公開

- ・排水中ダイオキシン類は、当面1年間は毎月測定します。  
(通常頻度は6ヶ月に1回測定)  
あわせて日常管理として濁度計を設置し(参考資料3)、連続測定にて監視を強化します。異常時におきましては、薬品注入量を増加するなど、排出の未然防止を図ります。
- ・環境モニタリングに係る測定結果を東京都および江東区殿に迅速に報告し、ホームページにて公表します。

### (2) 緊急時対応訓練の実施

- ・モニタリングに異常があった場合や事故等が発生した場面を想定した訓練について、年3回実施します。(参考資料4)

## 7. 再発防止対策について(その2)

### (3) 経営層の意識改革

- ・社内において法令研修を実施するとともに、社外講習についても受講計画を定め、経営層は率先して受講し、関係法令等の理解を深めます。(参考資料5、6)
- ・経営層を含めた社内合同パトロールを定期的 to 実施し、意識改革を徹底します。(参考資料7)

# 参考資料1 高圧ジェット洗浄



グレーチング下のH鋼部の洗浄の様子



機器廻りの洗浄の様子

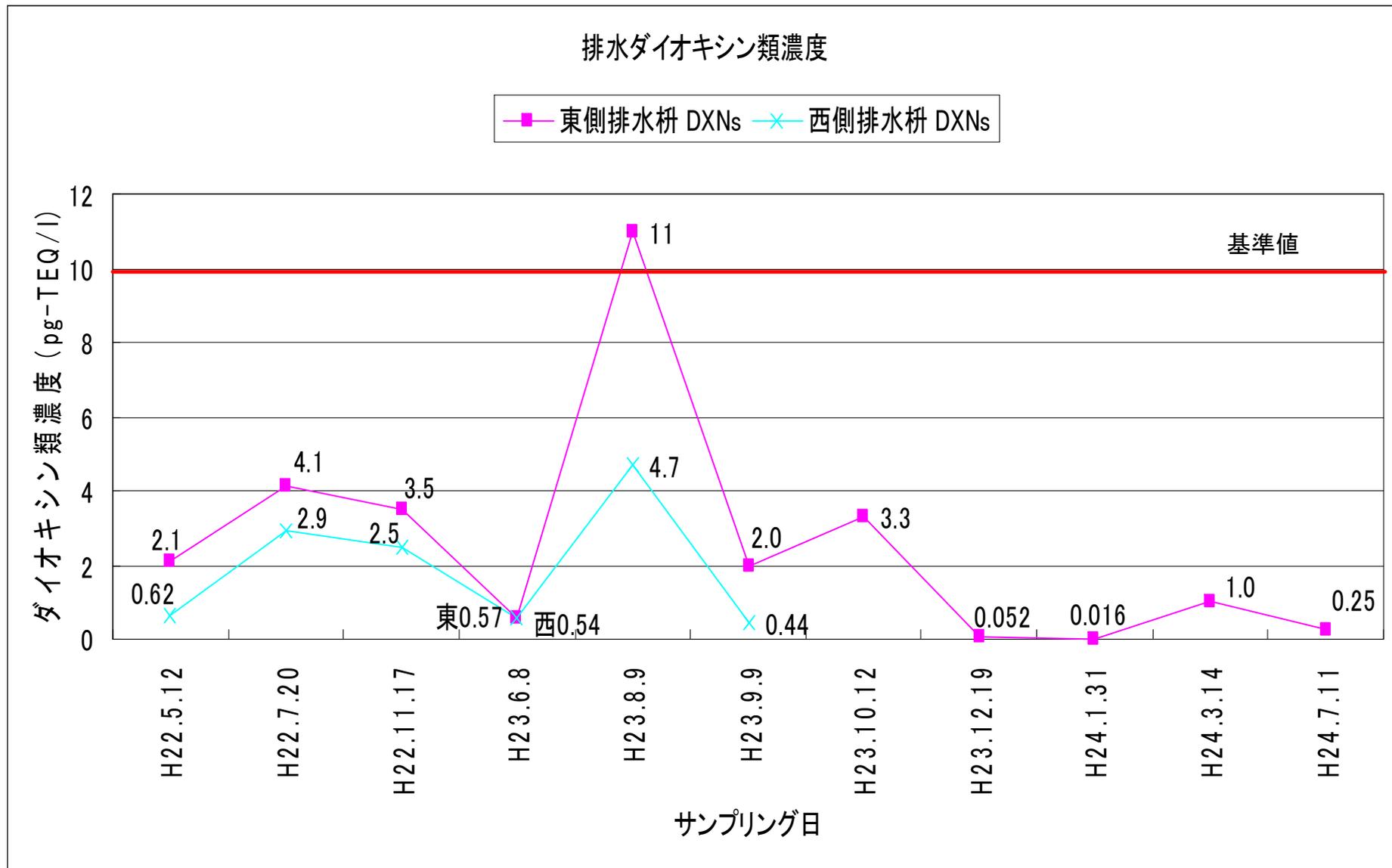


粉じん堆積の様子



同左 拡大写真

# 参考資料2 排水ダイオキシン類濃度の推移



# 参考資料3 排水モニタリング強化(濁度計設置)



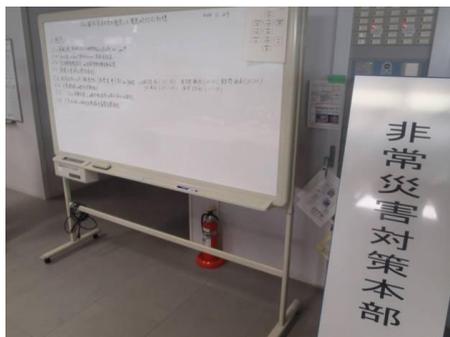
# 参考資料4-1 緊急時対応訓練

<実施日> 平成24年11月29日

<訓練内容> 窒素酸化物を除去する触媒反応塔の一部に不具合が発生し、窒素酸化物濃度が制御不能となり基準値を超過したことを想定して、非常災害対策本部の設置、関係箇所への通報、焼却炉の停止および起動操作(模擬)などを訓練しました。



事故発生 of 社内連絡



非常災害対策本部設置



本部長による指揮命令



関係箇所への通報

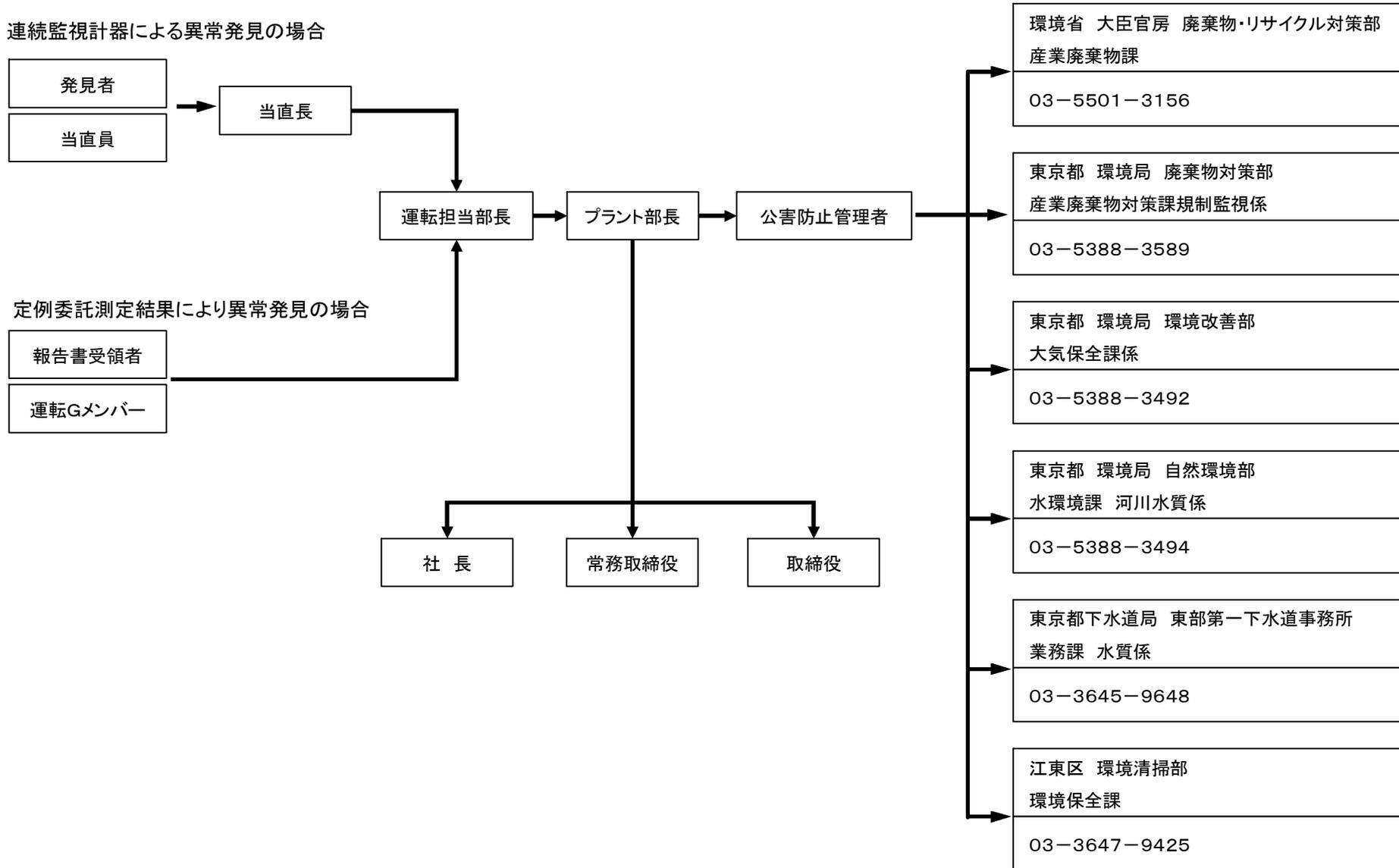


不具合の原因究明と復旧作業



東京都、江東区殿の立会い

# 参考資料4-2 環境規制値超過時の連絡体制



# 参考資料5-1 社内研修

## (1) 環境規制値超過時の取扱いに関する教育

＜実施日＞ 平成24年9月25日～10月2日 延べ6回

＜研修内容＞ 運転管理マニュアルにおいて準拠する法令の遵守  
廃棄物処理法における維持管理基準の法的位置づけ  
監視、運転操作、巡視の運転責任者および運転員の役割と実施事項  
各種規制値の明確化および異常時の対応等について  
環境規制値超過時の連絡体制明確化と関係箇所への報告について

＜対象者＞ プラント部運転グループメンバー全員(当直員含む)

## (2) 維持管理基準逸脱時における廃棄物処理法適用事項の教育

＜実施日＞ 平成24年10月1日

＜研修内容＞ 廃棄物処理法に基づき届出した維持管理基準の法的位置づけ  
環境規制値超過時における連絡体制

＜対象者＞ 社長、常務取締役、取締役、監査役、各部長

## 参考資料5-2 社内研修

### (3) 法令研修

経営層および社員に対して関係法令の理解を深めるために研修会を実施しています。

<実施日> 平成24年11月26日、12月3日、12月10日(当面毎週1回実施)

<研修内容> 第1回 TRP設備の認可の位置づけ

・準拠法令   ・維持管理基準   ・維持管理基準違反時の措置と対応

第2回 環境保全に関する協定

・責務   ・受入基準と運転管理   ・モニタリングの実施、情報公開

・緊急時の措置 他

第3回 情報公開と定期検査制度

・維持管理に関する情報公開   ・定期検査

<対象者> 社長、常務取締役、取締役、監査役、各部長

# 参考資料5-3 社内研修

## (4) 法令研修の今年度の計画

年月	研修内容
H24年12月	廃棄物処理法 維持管理上の基準について(1)
H25年1月	廃棄物処理法 維持管理上の基準について(2)～(4) 12月分の環境モニタリング結果
H25年2月	廃棄物処理法 維持管理上の基準について(5) 廃棄物処理法 施設の技術上の基準について(1) 1月分の環境モニタリング結果
H25年3月	廃棄物処理法 施設の技術上の基準について(2)～(4) 下水道法 2月分の環境モニタリング結果

研修内容については、現時点の案であり、変更する場合があります。

## 参考資料6 社外講習

社外講習会の受講については次のとおり計画しています。

講習名	講習 日数	計画人数	
		24年度	25年度
東京都公害防止管理者講習	3日	0 人 今年度の講習会 はすべて終了	5 人
産業廃棄物処理施設 技術管理者講習	10日	0 人 関東周辺の講習 会は終了	2 人
産業廃棄物実務管理者講習	1日	5 人	15 人
特管産廃処理業の許可更新に 関する講習会	2日	7 人	8 人

# 参考資料7 合同パトロール

- ＜目的＞ プラントの主要設備ごとに適用となる関係法令（廃棄物処理法、労働安全衛生法、電気事業法、消防法、大気汚染防止法、下水道法など）を明確化し、適用法令の主旨（環境維持、保安の確保、防災など）からテーマを絞り、そのテーマに関わる一連の設備を重点的に点検し、設備の維持管理を図る他、意識改革を狙いとしています。
- ＜実施日＞ 11月15日 廃棄物受入設備、タービン発電設備、油取扱設備  
12月3日 粉じん飛散対策設備および排水処理設備
- ＜実施頻度＞ 毎月1回
- ＜構成員＞ 経営層、管理職（事務職含む）



油取扱設備



粉じん飛散対策設備



排水処理設備